

占領軍による

全3巻

編集復刻版

占領軍被害の研究

著 ● 藤目ゆき

A5判・上製・434ページ
定価5,600円＋税（税込6,160円）
ISBN978-4-86617-157-9
2021年12月刊行

第2期

人身被害調査資料集

第7巻 国家補償運動資料Ⅰ／Ⅱ

第8巻 駐留軍内での被害資料／被害者給付金審査会資料等Ⅰ

第9巻 被害者給付金審査会資料等Ⅱ

●編・解説 藤目ゆき（大阪大学教授）

●体裁 A4判・上製・総約1,000ページ

●揃定価 90,000円＋税（税込99,000円）
ISBN978-4-86617-230-9

編集復刻版

占領軍による

第1期
全6巻

人身被害調査資料集

全国調査員労働組合調査

●編・解説 藤目ゆき

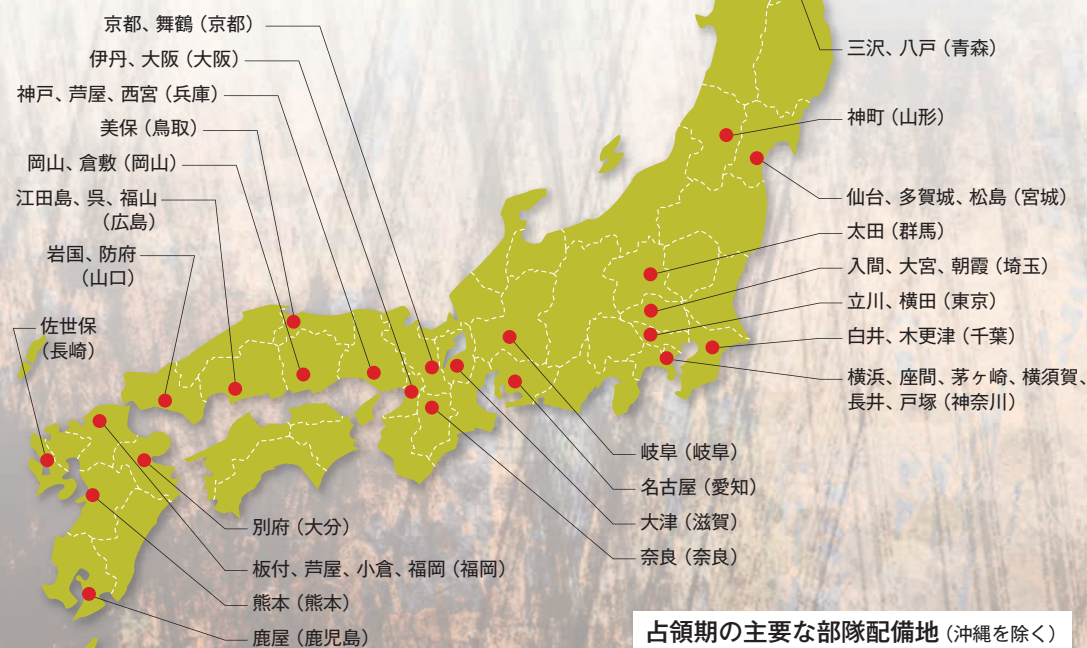
●体裁 B5判・上製・総約2700ページ

●揃定価 150,000円＋税（税込165,000円）（全2回配本）

●推薦 林博史・阿部小涼

第1回配本
第1巻 北海道・東北・関東Ⅰ
第2巻 関東Ⅱ
第3巻 関東Ⅲ・中部Ⅰ

第2回配本
第4巻 中部Ⅱ・近畿Ⅰ
第5巻 近畿Ⅱ・中国四国Ⅰ
第6巻 中国四国Ⅱ・九州



六花出版 ①101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-28 電話 03-3293-8787 FAX 03-3293-8788 <https://rikka-press.jp>

編集復刻版

占領軍による

全3巻

人身被害調査資料集

第2期

●揃定価 90,000円（税込99,000円）

●編・解説 藤目ゆき

敗戦国の市民は泣き寝入りしななければならないのか――

敗戦によって開始された連合軍による占領は、「終戦」を意味しなかった。民主主義の国によってもたらされたかに見えた、市民たちの平和な日常生活は、占領軍兵士たちの暴力・武力によって踏みしめられた。

旧日本軍弾薬のずさんな処理による重大事故が頻発し、悪意をむきだしにしたジブによる人身事故やさまざまな暴力事件により多くの犠牲者が生まれたが、泣き寝入りを強いられた。

駐留軍のもとで働かされた人々もまた駐留軍人に殺傷され、新たな戦地である朝鮮戦争にまで駆り出された。

しかし戦争に負けたのだから仕方がないと諦めて泣き寝入りするのを拒み、連帯して補償を求めた。

第1期で、全調査員による「占領期間中の被害者実態調査表」を復刻した弊社は、今回は、国家補償を求める被害者たちの運動やそれを支援した労働組合や法律家、政治家などの記録、また自治体や官庁からの対応を明らかにする資料を中心にまとめ、復刻する。知られざる占領軍被害補償運動とその行方を解明し、戦後の闇を照らし出すことによって現代史研究に新しいフロンティアを拓く資料集である。

連合軍の占領政策の現実を突きつける資料集第2弾！

六花出版

刊 行 の 辞

連合国占領期は闇の深い時代である。占領期は戦争と軍国主義からの解放と民主化という明るい側面がしきりに強調され、日本占領こそ輝かしい「占領の成功モデル」だといった言説が今も流布されている。だが占領期は、連合国占領軍が絶大な権力を行使し、その事故や犯罪のために市民が殺傷されてすら闇に葬られてしまう恐ろしい時代でもあった。

占領軍人身被害問題は歴史のミッシングリンクである。ポツダム宣言受諾までの焼夷弾空襲や原爆投下、沖縄戦など第二次大戦末の悲惨については多数の記録と証言が公にされている。また安保体制下の米軍駐留に伴う事故や犯罪は今に続く問題として多くの調査と研究が進められている。対照的に、その二つの出来事の間で発生した占領軍人身被害は、陽のささない暗い谷間のように人々の目から覆い隠されてきた。大戦の後日談か、安保体制の前史でふれるエピソードのような扱いしかなされず、忘れられてきたのである。

占領軍被害者ひとりひとりの生の声が綴られた本復刻版は、第一期・第二期とも戦争から戦後へと途切れなく続く歴史の流れの連続性を民衆の体験から知る貴重な資料である。被害実態調査が行われた直後にはジャーナリズムや研究者から注目されながら、その後の長い歲月、埋もれた状態になっていた。本復刻版は現代史の闇に封印されていた人々の体験を照らし出し、失われた戦中と戦後のリンクの正体を今に伝え、市民の現代史認識を刷新するのに貢献するだろう。

(編・解説者)

関連年表

1945	8	日本政府、ポツダム宣言を受諾。終戦の詔勅
	9	降伏文書調印 連合国軍対日占領開始
1946	11	二又トンネル爆発事件(福岡県)
	1	奈良市で日本人2名を殺した米兵ヒスクワに軍事裁判で死刑判決(後に減刑、釈放)
	5	閣議決定「進駐軍による爆破作業、及びこれに類似する事故に因り、危害を受けた者に対する援護に関する件」
	9	GHQは占領軍被害者の連合国への損害賠償請求権を否認する文書を発出
1947	9	特別調達庁の設置
1948	11	二又トンネル被災者が東京地裁に集団で提訴。国に対して損害賠償請求
	12	神奈川県で日本人3家族を殺傷したアフリカ系米兵アームステッドの死刑執行
1950	6	朝鮮戦争勃発
	9	朝鮮戦争に出撃する米軍爆撃機B26が山口県岩国市の民家に墜落
1951		福岡市、砂川村などで米軍B29の墜落が相次ぐ
1952	4	サンフランシスコ講和条約発効(日本の賠償請求権放棄・日米安保条約発効(行政協定において駐留米軍犯罪に関する補償を規定)
1953	4	呉進駐軍事故被害者連盟会(会長中安基五郎)が発足(広島県)
	10	呉市在住の占領軍被害者、集団で国を相手取り補償請求訴訟を提起
1954	9	東京在住の占領軍被害者、集団で国を相手取り補償請求訴訟を提起
1956	4	二又トンネル裁判、最高裁が国側の上告を棄却し住民の勝訴が確定
1957	1	群馬県で米兵が農民女性を射殺(ジラード事件)
	12	西日本地区進駐軍被害者遺族会総会、国家補償の確立を求める決議採択
1958	7	総評第10回大会、占領軍被害者への完全補償を求める決議採択
	9	全国調達庁職員労働組合、占領軍被害実態調査を実施
	9	占領軍被害者への補償に関する全国知事会決議
1959	10	全国都道府県議会議長会議、政府に占領軍被害者の救済を要望
	1	全国進駐軍被害者連合会、結成大会。国家補償法の制定を求めて国会や地方議会への請願・陳情活動
	4	東京高裁、東京在住の原告敗訴。以降、原告敗訴が相次ぐ
1960	6	新安保条約発効
1961	11	連合国占領軍等の行為による被害に対する給付金の支給に関する法律が施行
1962	11	全国調達庁職員労働組合、団結権を失い、解散
1969	7	呉の占領軍被害補償請求訴訟、最高裁で原告敗訴確定
1972	5	沖縄本土復帰
1977	12	占領下の桜島不発弾爆発被害者、国家賠償請求裁判を鹿児島地裁に提訴。80年地裁は訴えを棄却、84年高裁で原告勝訴、89年12月最高裁で原告敗訴確定

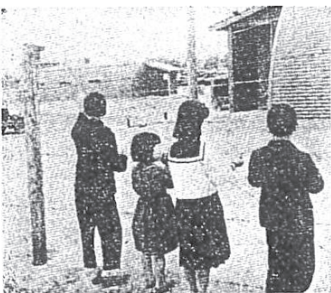
[illegible]

まえがき

ることが、明らかになりつつある。

両親、兄弟つぎつぎと刺殺

(手記はいずれも原文のまま)



武蔵野音楽大学々生宮村君を死亡させたいわゆるロンクツヲリ事件をはじめ、駐留軍による日本人の被害はいまだに後をたない。

こうした事件が、占領期間中数限りなくあつたことは想像に難くない。

ここに掲載された手記は、占領期間中のこの種の被害者並びに遺族の書き綴つたものである。

これらの被害者は、様々な事件の生じし状況を書くと同時に、日本政府が極めて冷酷な事実を訴へる。

日本、日本政府がこの種の被害者に「見舞金」として支給した金額は、十万円以下の全くの渡金にすぎたことは、今ではようやく人々に知られるようになった。

やがて十数回目の敗戦記念日をむかえようとしているが、もうそろそろこのうたみじめな被害者を一問並に扱つてほしい時期がきたのではないか。

いま全国の被害者は「全国連敗軍被害者連合会」を結成して、「正当な被害をせよ」と運動している。政府はようやく調停に契機調査を命じた。調査の結果は、まだ正確には判明していないが、被害者の実態は予想以上に悲惨なものである。

さんがすいじのしたくをしていました。兵たいさんがきてもうふか何かをかてつてくれといつて、こわつたところが、いきなりうしろからだきついてきたので、お母さんがびつくりしてすいじばにしがこんだ。その背の中を五六かしよつかれた。そのものごとを聞いて

二、災害現地実状写真



爆発事故により東西に二分割された現場国鉄二又トンネル、点線は爆発前の山形（昭和20.11.14）



爆発現場二又トンネル、手前は爆風で飛散した岩石で破壊された鉄筋コンクリート橋梁彦山橋。白煙は、爆発により炎焼している近附の民家 (昭和 20. 11. 14)

一、発刊によせて

昭和二十年八月六日、同九日と相いって広島・長崎に米軍が新製爆弾を投下した。これがあの非人道的で無謀な原子爆弾の使用であった。この二個の爆弾を契機に日本はゴツダム宣言の受諾、無条件降伏した。

昭和二十年八月十五日、天皇陛下下の終戦の詔詔がうけて太平洋戦争が終結、日本は敗戦国という現実と直面した。

時にわが郷土彦田町では、英彦山山麓の国鉄日田彦山線二又トネル（當時未開通）に戦時中疎開が納められていた、日本軍の火車が米軍により接収された。終戦直後の昭和二十年十一月十二日、この火車を処理する措置を取り、地中に焼却するを決定した。この技術処理の不適正により予想せぬ結果をまねいた。これが「二又トネル火車爆発事件」の大惨事であった。この惨状については本文で解説されるが、言語に絶する悲惨な現況であった。

これによる惨禍の対応に直面しては、終戦直後の米軍占領下において、物心両面にわたり必要な対策は具体的に進まず困惑の状態であった。このような情勢の中にあつて町当局としても、上部行政機関、団体とともに最善の対応を講じ罹災者救済にあたりた。

遺族関係者、地元有志も自ら復興の策をたて活動して来た。

今ここに四十年を迎えるにあたり当時を偲び、犠牲者のご冥福を祈念しながら、惨事の現実を本町の戦後の秘史として集録したいと思つてゐた。時にこの事件に関係ある当事者による貴重な数々の資料の提供を受けたので、これを基本的に子冊子を編集し町の沿革史としての後世に継承したい所存で発行を企画した。ここに協力下さった関係者各位に対し深く御礼申し上げる所である。

第2である。

添田町長 山本文男

収録資料

第7巻

国家補償運動資料Ⅰ

急告 ●進駐軍被害者の遺家族の皆様へ申し上げます ●進駐軍被害者連盟 ●一九五五・二
〔東京地裁 国の答弁書〕 ●一九五五・二
訴状 ●一九五五・四
鑑定書 ●田畑茂二郎 ●一九五五・五
陳情書 ●西日本地区進駐軍被害者遺族会 ●一九五七・二
進駐軍被害者調査書 ●西日本地区進駐軍被害者遺族会進駐軍被害者連盟 ●一九五七
講和条約発効前の駐留軍事故による被害者に対する補償措置に関する要望意見書 ●北海道議会議長 ●一九五八
覚書 ●東郷外務省アメリカ局第二課長 ●一九五八・一
進駐軍関係事故ニヨル見舞金支給実績調査ニツイテ（依頼）（調達丙第384号（C.G.C.）） ●調達庁次長 ●一九五八・二
請願書 ●進駐軍被害者連盟 ●一九五八・六
占領軍事故ニヨル死亡見舞金支給基準ト同期間ニオケル労基法ニ基ク災害補償（遺族補償）トノ比較 ●調達庁総・補償課調 ●一九五八・六
占領期間中において、米駐留軍等の不法行為により被害を蒙った被害者並びに遺族に対する完全補償に関する決議（案） ●日本総評議会第十四定期大会 ●一九五八・七
一九五八年度第一回全調達支部執行委員長連絡会議次第 ●一九五八・七
要望書 ●全国調達庁職員労働組合横浜支部 ●一九五八・九
占領期間中に於ける駐留軍等の不法行為等により被害を蒙った日本人の補償問題について先生に訴へる ●全国調達庁職員労働組合中央執行委員長 ●一九五八・九
占領期間中ニオケル事故見舞金未支給調査表 ●全国調達庁職員労働組合 ●一九五八・九
占領期間中に於ける駐留軍等の不法行為等により被害を蒙った被害者の補償問題について要請 ●全国調達庁職員労働組合中央執行委員長 ●一九五八・九

決議案提出書 ●神奈川県議会議員 ●一九五八・九
講和条約発効前、進駐軍事故による被害者に対する補償措置について ●全国知事会 ●一九五八・九
声明 ●結成大会 ●一九五八・九
行政協定第18条関係業務処理状況調 ●一九五八・九
占領期間中における進駐軍の不法行為による被害救済措置について ●全国調達庁職員労働組合 ●一九五八・九
占領期間中に於ける駐留軍による被害状況調査について ●全国調達庁職員労働組合 ●一九五八・九
要望書 ●全国調達庁職員労働組合東京支部 ●一九五八・九
今後どのように活動したらよいか（案） ●一九五八・九
千葉県在住遺族名簿 ●一九五八・九
〔群馬県在住遺族名簿〕 ●一九五八・九
〔全国進駐軍被害者数リスト〕 ●一九五八・九
平和条約発効前の占領軍による被害補償の実施について ●全国都道府県議会議長会議 ●一九五八・一〇
占領期間中の被害者実態調査表送付について（全調福第十三号） ●全調達職員労働組合福島支部 ●一九五八・一〇
被害者に対するアンケート実施状況及び中間集計について（全調福第十七号） ●全調達横浜支部 ●一九五八・一
占領軍事故ニヨル見舞金未支給表 ●福岡調達局事業部 ●一九五八・二
被害者に対するアンケートの送付について（第5次）（全調福第21号） ●全調達横浜支部 ●一九五八・二
占領期間中の事故補償問題アンケート送付について（全調達大発第四一四号） ●全調達大阪支部 ●一九五八・二
P R によつて掘起された「泣寝入り」被害について（全調達大発第四八号） ●全調達大阪支部 ●一九五八・二
大阪府進駐軍被害者連盟規約（案） ●一九五八・二
進駐軍愛知県被害者連盟趣意書 ●進駐軍愛知県被害者連盟 ●一九五九
陳情書 ●進駐軍愛知県被害者連盟 ●一九五九
第一回役員会開催結果ノ状況報告 ●進駐軍愛知県被害者連盟 ●一九五九・二
NHK歳末助け合い運動に提出したリスト ●一九五八・二
第三十一回通常国会想定問答（米軍等の不法行為関係） ●調達庁 ●一九五八・二

占領期間中における占領軍の不法行為による被害者に対する実態調査書送付について（職山分第九号） ●全調達職労組合仙台支部山形分会 ●一九五八・二
占領軍不法行為による被害実態調査表送付について（職山分第十号） ●全調達職員労働組合仙台支部山形分会 ●一九五八・二
案内状 ●進駐軍被害者山形県連盟 ●一九五八・二
占領期間中における占領軍の不法行為等による被害に対する補償に関する請願について ●進駐軍被害者山形県連盟 ●一九五八・二
〔北海道駐留軍被害者連盟〕結成大会案内 ●一九五八・二
進駐軍宮城県被害者連盟発足のお知らせ ●進駐軍宮城県被害者連盟 ●一九五八・二
陳情書 ●進駐軍宮城県被害者連盟 ●一九五八・二
請願書 ●進駐軍宮城県被害者連盟 ●一九五八・二
内閣委員会質問事項 ●一九五八・二
全国進駐軍被害者連合会結成趣意書 ●全国進駐軍被害者連合会準備委員会 ●一九五八・二
大会宣言（全国進駐軍被害者連合会結成大会） ●全国進駐軍被害者連合会結成大会 ●一九五九・一
全国進駐軍被害者連合会規約 ●一九五九・一
占領軍事故による死亡見舞金支給の講和発効前後比較一覧表 ●一九五八
占領軍事故ニヨル死亡見舞金支給基準ト同期間ニオケル現行遺族補償トノ比較表 ●一九五八
占領期間中における進駐軍による事故関係被害者の実態調査について（報告） ●全国調達庁職員労働組合仙台支部青森分会 ●一九五九・四
今後の運動方針 ●全国進駐軍被害者連合会 ●一九五九・八
岸政府に問うアメリカ兵に殺された被害者遺族より ●全国進駐軍被害者連合会 ●一九六〇・五
占領期間中における占領軍の不法行為等による被害補償について請願 ●神奈川県進駐軍被害者連盟 ●一九五九・九
国会議員並に政府関係者及び賢明なる全国民に訴う ●全国占領軍被害者遺族連合会 ●一九六五・二

国家補償運動資料Ⅱ

連合軍関係事故調 ●呉市 ●一九五二・五
調書（呉進駐軍被害者同盟裁判資料）（外務省条約局長らの証言） ●一九五六
人間の生命六万円也?! ●全国調達庁職員労働組合 ●一九五八・一〇
忘れられた人々 ●占領下にあったジラード事件 ●進駐軍被害者連盟／西日本地区進駐軍被害者連合遺族会 ●一九五八・一〇
忘れられた人々 第2集 ●占領軍に殺傷された被害者、遺族の手記 ●全国進駐軍被害者連合会 ●一九五九・七
ああ!!5時15分 ●山口通雄編／昭光等 ●一九七七・二
太平洋戦争終戦直後の秘録 ―二又トンネル火薬爆発事件の真実 ●添田町 ●一九八四・一〇
郷土史誌そえだ 第10号 あの時私は ●添田町郷土史会 ●一九八五・一〇

第8巻

駐留軍内での被害資料

十月四日爆発シタル火薬運搬船乗組日本人遭難者ニ関スル件 ●米国「フリート アクチヴィティ」司令官 ●一九四五・一〇
爆発事故ニ因ル遭難者ニ関スル件照会（横労発号外） ●横須賀警察署長 ●一九四五・一〇
労働者災害扶助法施行令ニ依ル死亡者扶助ニ関スル件（横労発号外） ●横須賀警察署長 ●一九四五・一〇
爆発事故遭難者ニ対スル扶助料支給ニ関スル件照会（横須事普通公第三及四号） ●終戦連絡横須賀事務局長 ●一九四五・一〇



客年十月爆発事件ニ関スル件 ●一九四六・二
調査書 ●一九四六・二
〔一九四五年一〇月四日爆発事件死傷者名簿〕 ●一九四六
日本人労務者負傷ノ報告 ●横須賀海軍基地米国防隊司令部理業処置隊 ●一九四五・二
馬淵組（労務者）公傷者名簿 ●一九四五・二
連合軍接收施設ニ於ケル火災ニ関スル件（横連外第二五号通第七号） ●高岡局長 ●一九四六・一
進駐軍作業員診療者（災害）（四名） ●一九四六・二
日本人傷死報告書 ●相模港運株式会社 ●一九四六・四
進駐軍横須賀地区関係労務者災害扶助金及葬祭料支給ニ関スル件伺 ●会計主任 ●一九四六・四
連合国軍関係労務者災害扶助の件（絡設労合第九一四号） ●終戦連絡中央事務局設管部長 ●一九四七・一〇
災害扶助制度の周知徹底方、並びに私傷病の取扱方依頼の件（絡設労合第九一四号） ●終戦連絡中央事務局設管部長 ●一九四七・二
進駐軍労務者の災害扶助について ●一九四七・二
L T 六三六号遭難に関する綴 ●神奈川県渉外事務局渉外務課 ●一九五一・一
L T 六三六乗組員死亡者給付金について（回答）（二六船渉労管第二五九号） ●神奈川県船舶渉外務管理事務所長 ●一九五一・三
朝鮮関係特殊港湾荷役労務者中死亡した者に対する給与について（二六横渉労第二八六号） ●神奈川県横浜渉外務管理事務所長 ●一九五一・三

朝鮮事変関係L・R労務者事故状況調 ●（神奈川県横浜渉外務管理事務所） ●一九五〇・二
（仁川方面）にて入院中の当所々属船員の状況報告について（二五船渉労管第五八九号） ●神奈川県船舶渉外務管理事務所長 ●一九五〇・二
S T 二一九一釜山港における被撃事実に伴う手当支給について（第五八四号） ●神奈川県渉外事務局長 ●一九五三・九
朝鮮釜山港ニオケル銃撃行為ニ対スル特殊船員給与規定第6条ノ適用ニツイテ（調労発第1745号（C.L.S.））他L S O 船員の公務中の死亡顛末について（二八船渉労管第一三三二一四号） ●神奈川県船舶渉外務管理事務所長 ●一九五三・五
P. W. O 船員に対する拷問事件について（二九船渉労管第一三〇二二号） ●神奈川県船舶渉外務管理事務所長 ●一九五四・六
Y 四八二号油槽船乗組機関士に対する米人機関長の暴行事件について（三〇港渉労第二五九号） ●神奈川県船舶渉外務管理事務所長 ●一九五五・九
連合国関係労務者の業務上災害に対する扶助の有無の調査について（依頼） ●神奈川県渉外課長 ●一九六〇・一〇
連合国関係労務者の業務上災害に対する扶助の有無の調査について（伺い）（35労監第383号） ●労務監理課長 ●一九六〇・二
連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給について（報告） ●労務監理課長 ●一九六二・二
連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する陳情について（伺） ●労務監理課長 ●一九六二・二
駐留軍従業員の業務上死傷病報告について（第一報）（38浜渉第24号） ●横浜渉外務管理事務所長 ●一九六三・一

海軍居住施設本部内における自動車事故のことについて
(報告方2報)●(38)浜渉第24号1-2●神奈川県横浜渉外労務管理事務所長●一九六三・一

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する陳情問題解決について(報告)
●一九六三・一

公務災害を受けた従業員に対する看護料の支給について(伺)
(38)労監第63号●企画渉外部長●一九六三・二

駐留軍従業員の死傷報告について(38)相渉第308号●相模原渉外労務管理事務所長●一九六三・四

〔従業員を受けた傷害事件について(写)〕●(労務監理課長)●一九六三・五

横浜海軍居住施設本部における休憩中の従業員の死亡について

駐留軍従業員の業務上死亡について報告●神奈川県横浜渉外労務管理事務所長●一九六四・四

被害者給付金審査会資料等Ⅰ

占領軍関係人身被害実態調査結果報告書●調達庁総務部補償課●一九六〇・二

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給について(依頼)(横調第128号(YOFFIE60))●横浜調達局長●一九六二・二

占領軍関係給付金の支給業務における厚生年金保険法等に基づく給付の取扱いについて(通達)(調達丙発第144号(CGC))●調達庁長官●一九六二・二

被害者給付金審査会(第二回)会議録●防衛施設庁総務部補償課●一九六二・二

被害者給付金審査会運営規則(案)●一九六二・二

被害者給付金審査会関係者名簿●一九六二・二

被害者給付金審査会の議事について(報告)●一九六二・二

真岡丸遭難事故細部二関スル件報告(北補総第二六二号)●北補残務整理部長●一九四五・二

真岡丸遭難者二対シ見舞金下附方配慮相煩度件照会(北復第第二十八号)●北部復員監部総務部長●一九四六・二

参考資料(真岡丸事件)●防衛施設庁●一九六二・二

真岡丸爆発沈没事件における被害者の救済措置について(施本総第82号(CGC))●防衛施設庁総務部長●一九六二・二

御招請

寒さの折柄お元氣のこと、思います。

御宅には遭難軍関係の事故により、死亡された方がありますが、誠に
お氣の毒至極に存じます。この被害に對し裏面に記載したように政府から見舞金が支
拂われることになっていますが、既にお宅では見舞金を受取られずしたか
しかし、仮に十萬円足らずの見舞金を受取つても、尊い人間の死亡の損害賠償には
ならないものとして、呉市在住の被害者の遺家族の有志から政府に對して、損害金の
内金として一人五十萬円の割合で賠償金を支拂うよう訴訟が提起されました。

在京の被害者の遺家族の方からも、見舞金を確實に受取るにはどうしたらよいのか、
又見舞金では不満であるから政府に訴訟を提起するにばどうしたらよいのか等の問題が
出され、去る一月二十一日に三十余名の遺家族が会合され、去話人を選出して右の問
題を具体的に解決するを一步を踏出すした。

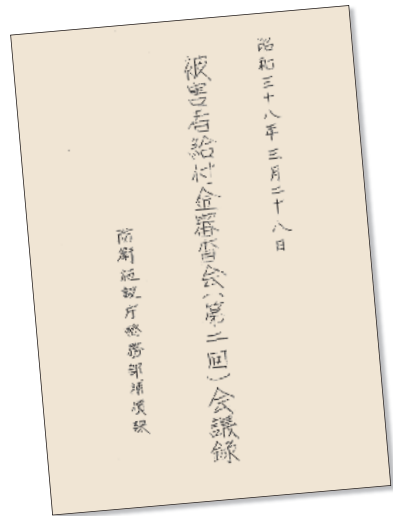
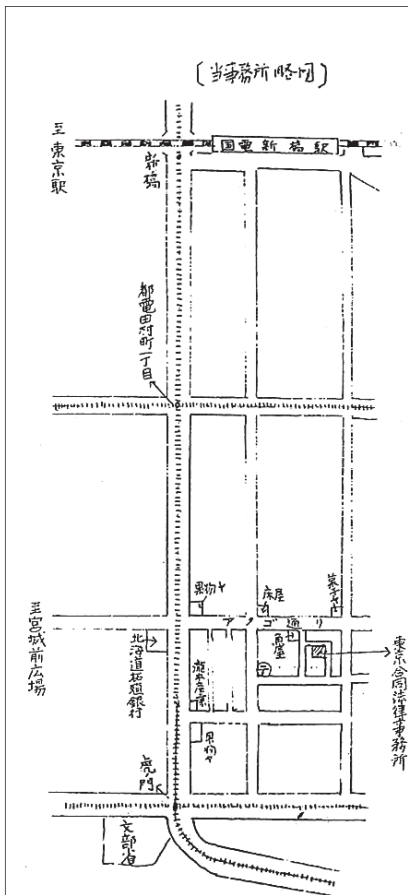
つきましては、若し貴殿が政府より見舞金を受取つておられないなら、或はそれが
不足と思われるなら、その取り方について、又見舞金だけでは不足であるから政府に
賠償金請求の訴訟を提起されるなら、その訴訟について、御相談を承りたいと考えま
すので、来る 月 日午後 時 当事務所まで市来訪下されたくお待ちしております。

昭和二十九年 月 日

東京都港区芝罘平町二十一番地
東京合同法律事務所内(電話(初)二六〇二番)

進駐軍事故被害者連盟在京去話人

殿



真岡丸爆発事故死亡者名簿●一九六二・二
真岡丸爆発沈没事件における被害者の救済措置につ
て(回答)(援発第1045号)●一九六二・二

遺族援護法関係給付状況調●一九六二・二

真岡丸事件供述書●防衛施設庁●一九六二・二

旧日本軍弾薬の海中投棄作業中爆発沈没した真岡丸船
員の取扱いについて(伺)(事務連絡No.18号(CGC))●防衛施
設庁総務部補償課長●一九六三・二

真岡丸船員遺族取扱い上の問題点●防衛施設庁●一九六三・二
被害者給付金審査会(第二回)会議録●防衛施設庁総務部補償
課●一九六三・三

占領軍関係人身被害者処理状況表(県別)●総務部補償課
●一九六三・三

神奈川県進駐軍被害者連盟大会への電報について(伺)
●一九六三・四

「柏崎・国民学校訓導事件」事案関係資料●一九六三・五
被害者給付金審査会(第三回)会議録●防衛施設庁総務部補償
課●一九六三・六

第9巻

被害者給付金審査会資料等Ⅱ

二又トンネル爆発事故概要およびその処理上の問題点
●防衛施設庁総務部補償課●一九六三・八

福岡県田川郡添田町落合二又トンネル火薬爆発事故被
害写真集

被害者給付金審査会(第四回)会議録●防衛施設庁総務部補償
課●一九六三・九

〔連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付
金増額に関する〕請願書(全国進駐軍被害者連合会提出)参議
院で受理する(東情報第31号)●東京事務所長●一九六三・二

被害者給付金(新潟県No.36号)の認定に対する不服申立て
について(施東第3090号(TOO))●東京防衛施設局長
●一九六四・七

被害者給付金審査会(第五回)会議録●防衛施設庁総務部補償
課●一九六四・八

被害者給付金の認定に対する不服申立について(施東第1
892号(KGO))●呉防衛施設局長●一九六四・二〇

被害者給付金審査会(第六回)会議録●防衛施設庁総務部補償
課●一九六五・一

不服申立て(却下番号福岡8-22)の諮問について(施本第12
25号(CGC))●防衛施設庁長官●一九六五・四

被害者給付金審査会(第七回)会議録●防衛施設庁総務部補償
課●一九六五・四

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する特別
交付金について●渉外部長●一九六五・五

被害者給付金(新潟県No.42)の却下認定理由等の送付につ
いて(施東第4710号(TOC))●一九六五・九

被害者給付金審査会の開催について(東京26号)施本被第28
号(OOF)●被害者給付金審査会長●一九六五・九

〔連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付
金の支給に関する法律の一部を改正する法律案〕につ
いて(供覧)●一九六六・七

〔連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金
の支給に関する法律の一部を改正する法律〕の成立に
ついて(報告)●一九六六・二

〔被害者給付金審査会委員への就任依頼〕●防衛施設庁長官
●一九六七・七

被害者給付金審査会議案について(施本被第31号(CCF))
(東京1号)●被害者給付金審査会長●一九六七・九

被害者給付金審査会(第九回)資料●一九六七・九

急告 進駐軍被害者の遺家族の皆様へ申し上げます

被害者連盟も、昨年花月以来幾々年を経過し、予て御案内致しました通り去る一月十九日才二回總會を
開催し、経過や財政今の方針に就いて説明し、御了解を得尚今後の訴訟に就て意見の交換をもし何れ
も賛成されました。

一、連盟会典中

(イ) 既に訴訟を起された者

(ロ) 總會の席上訴訟を起すことを希望された者

(ハ) 其の他の出席者は家族と相談の上決せられる事を仰せられました。

(ニ) 当日出席されない方には準備を説明し最後の呼び掛をする事に決まりました。

被害者家族の大部の御方は、訴訟を起す手続が六ヶ敷いとか、費用に困るとか又勝つ見込が判然せぬ
ため、決心の定まらぬ方もあると思いますが、此際私達と共に決意して戦いたいと思ひます。

二、其手続は次の書類が心要であります。

(イ) 戸籍謄本 参 査 表

(ロ) 手続調査書 参 査 表

(ハ) 見舞金請求書 参 査 表

(ニ) 委任状 参 査 表

食肉のみの訴訟費用の救助を希望される方は民生委員の証明書 参 査 表

三、訴訟費用は

(イ) 請求金額

(ロ) 救助を求められる方については

(ハ) 貧窮支持問題の方

(ニ) 訴訟は若干長引くと思われませんが、今後各々の活動、例えは政府への陳情、衆参両院議員に運動し
て議會に発言して貰い、世論を高めることが必要であります。之に依て被害者に國家が賠償するとい
う法費を供する事も考えられないこともありません。

四、訴訟の時期は

本年四月二十七日迄に起さないと時効となり其後は起せません。然し訴訟を起すには書類の整備に日
数を要しますので、遅くとも三月二十日迄には訴訟準備を完了したなければなりません。万一時
効を逸しては故人や家族の皆様方に対し御氣の毒と思ひ、本書を以て連絡致します故此の点御了承の
上、葛と御氣をされ被害者の方法を迷はれ度く併せて申し上げます。

尚 御不審の点がありましたら大至急当事務所迄御出で下さい。説明致度く御出向を持って戻り示
す。

追而、訴訟を起す、是れに不拘、今御協力を得たく御連絡致しますから、住所の御教知は通ち
に御知らせ下さる御即願致します。

昭和三十年二月五日

東京都港区芝罘平町二十一番地

進駐軍被害者連盟

被害者の遺家族様